



## 「日の丸・君が代」ILO/ユネスコ勧告実施市民会議

Civil Council for the Implementation of ILO/UNESCO Recommendations (CCIU)

2020年3月1日に発足した市民団体です。CEART 勧告（2019年）・再勧告（2022年）を、日本政府及び地方自治体に速やかに実施させるために活動しています。

### 活動報告(～3/17/2023)

2022.11.14 都教委から議員へのレクチャー、同席  
2023.01.31 国連 UPR 第4回日本政府報告審査  
02.13 文科省等対話集会  
3月6日 14会期報告へのフォローアップを送付

### セアートへのフォローアップ

セアート第14会期最終報告書に関して、「市民会議」はアトム'89東京教育労働者組合と連名で、2023年3月6日付フォローアップレポートを送った。内容は7月と10月に行った文科省交渉報告、また都教委追加回答である。今、第2弾として2月13日文科省交渉報告を送るべく準備している。文科省・都教委の対応の酷さにセアートは驚きっぱなしではないだろうか。3月14日都議会質問も情報提供したい。が、翻訳代が底をついたので、躊躇している。(渡辺厚子)

### 11.14 都教委交渉「自分たちは答える立場にない」

2022年11月14日、都議会議員とや英津子さんへの都教委レクチャーに同席させてもらい、約1時間、都教委指導部との話し合いを行った。セアートと自由権規約委員会から、合計3回の国際勧告が出されたが、都教委はどのように対処するつもりか質問した。加藤憲司主任指導主事は、「勧告は国に送られてきたものなので都教委は答える立場にない」と、当事者性の全くない回答を繰り返した。



庁内あげて「10.23 通達」撤回を検討するように要請すると、対策本部が続いていることがわかったので、対策本部で検討するよう追加の要請を行った。

### ◆追加要請に対する都教委の回答

1月31日上記追加要請に対する回答があった(教育庁指導部安全教育担当加藤憲司指導主事より)。教育委員との話し合い要請については、「人事部から、教育委員との話し合いは不可能であるとの回答があった。」自由権第18条違反に対する見解については、「そういう指摘があることは情報収集しているが、日本に対する指摘なので

庁内で検討はしない。」10・23通達については、「撤回にむけた検討を行うことはない。」都立学校等卒業式・入学式対策本部については「卒業式・入学式を適正におこなうための会議体で、去年は12月に開催した。」回答は勧告を3回も受けたとは到底思えない内容であった。

### 3月14日都議会文教委員会質問

とや英津子都議会議員が文教委員会で、1月31日の回答に関連し質問を行った。まずセアート第14会期報告書を受け取った部署と教育委員会内での扱いについて質問した。吉村人事部長は「文科省から人事部職員課に提供された。関係部署に共有している。」浜教育長や教育委員とは共有したかと尋ねても吉村氏は同じ回答。届いた英語版を翻訳したのか、パラ172, 173の内容を示してくれと要求すると、小寺指導部長から「勧告は都教委に当てられたものではない。これに対して見解を述べる立場にない。」これ以降、どう聞いても同じ回答を繰り返した。「送られてきたという事実を共有しているが、1人1人が内容を読んでいるか把握していない。」「『国旗・国歌』の指導は学習指導要領に基づき行うもので、児童生徒の思想良心の自由を侵すものではない。」「憲法19条は社会科をはじめ各教科で指導している。」などの回答であった。

とや都議は各国の卒業式を紹介、ロシアにおいてはウクライナ侵攻後「国歌」が義務付けられた、生徒を統制したり自由を奪うことはやめるべきだ、教育委員会には本来の環境整備の仕事に力を注いで欲しいと締めくくった。(以上、渡辺厚子)

### 2.13 文科省等 対話集会について

参議院議員会館会議室に国会議員・報道関係者を含めて約30名が集まり、熱い議論を交わした。

第一部(30分)内閣府、法務省、外務省に勧告実現に向けて要望書を手交。「文科省において適切に対処しているものと認識しています」と、他所事といった反応。外務省は「自由権規約委員会総括所見の仮訳をHPに掲載し広く周知する。関係府省庁とともに内容を十分に検討する」と回答。

第二部(90分) 初等中等教育企画課専門官の水島淳氏と意見を交わした。大臣官房国際課国際協力企画室室長補佐の高草木伸氏も同席。

### ◆市民会議・AIMからの事前質問と回答の概要

[ ]内は当日の質疑など

- ① 文科省は昨年11月にCEART再勧告(英文)を東京都、大阪府・市に送付したが、なぜ日本語に翻訳しないのか。⇒政府としての主張を必ずしも受け入れていないCEARTの認識や勧告の内容だけが広がっていくおそれがあるため、和訳は行わないこととした。[文科省の主張も含めて公表すれば良いではないかと迫ったが、回答は変わらず。]
- ② 「委員たちは日本の実情が分からず、ロビー活動団体の言うことを大体そのまま勧告している」などの堀野課長の発言(2022.10.18「東京新聞」)は個人的見解か文科省の見解か。⇒過去の経験から一般論として記者に話した。CEARTを念頭に置いたものではない。[一般論とは読めないが、新聞社に抗議や訂正要求はしたか。一般論だとすると、国連人権機関全般への不信感を露にした問題発言ではないか。⇒抗議や訂正要求はしていない。]
- ③ 「日本の実情や法制、これまでの取組について、CEARTから十分な理解を得られず残念」という見解は変わらないか。⇒2019年から変わっていない。[CEARTから理解されない説明を繰り返すのか。⇒追加する内容は無く、他に説明のしようがない。]
- ④ 昨年11月に公表された自由権規約委員会総括所見は、日本の法令と実務を自由権規約18条に適合させることを求めている。10.23通達を撤廃するように東京都に是正要求を出すか。⇒最高裁判決でも制約を許容しうる程度の必要性・合理性が認められているので、規約18条の趣旨に反するものではない。是正要求は行わない。[規約18条3項が許容するのは法律による制約のみ。学習指導要領や通達による制約は許されない。⇒我が国の実情と法制に於いては問題ないと考えている。児童生徒への強制が行われているとは承知していない。報道からも市民からもそうした声は上がって来ていない。実態調査は行わない。]



文科省は自由権規約委員会での議論や勧告への不信・不満を隠そうとしなかった。「令和3年度に国旗・国歌関係で処分された教員はゼロ」「国内的に司法の場でも問題視されているようなことは、当然改めていくべきだと考える」といった発言からは、勧告を無視しても大きな問題にはならないと高を括っている様子が窺えた。(吉野典子)

### 歴史を学ばない・知らない 文科省官僚

1966年の「教員の地位に関する勧告」は、半世紀以上にわたって、自民党や自民・公明連立政権によってネグレクトされてきた。教職の専門性や教職員組合運動の軽視・敵視と結びついた政治の結果が、「先進国」の中での教育条件(勤務条件や学級定員数等)の低水準や教育格差の拡大・貧困化をもたらしたとも言えるのではないか。東京の日の丸・君が代裁判では、当初から10.23通達等は「教員の地位に関する勧告」「子どもの権利条約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約1976年発効)等に違反するとの主張をしてきた。2006年9月の予防訴訟難波判決は国際条約違反との理由は示していないが、「憲法19条・旧教育基本法10条違反」と明確に判断した。自由権規約の総括所見は、「国旗・国歌の強制は自由権規約18条思想・良心の自由違反」と判断し、難波判決の歴史的意義を改めて示した。

文科省官僚の水島氏は、文科省・教育委員会による日の丸・君が代強制の歴史や、都立学校での通達後の激変について、歴史的知識もなく、まして現場の苦しみや実態についての想像力が欠如している。これまでのことをそのまま踏襲し上司に従う官僚的姿勢をも露にしている。文科省、都教委、裁判官に、私たちが具体的な事実の情報をこれまで以上に与えていくとともに、「子どもの権利、市民的権利、思想・良心の自由」について、多くの人々—特に児童・生徒、若い人・教員に喚起していく必要がある。セアートの2回の勧告と自由権規約委員会の総括所見を広く宣伝していこう。(立川秀円)

### カンパのお願い♥



フォローアップ翻訳費用等のために、下記郵便振替口座へカンパをよろしくお願いします。

- ◆共同事務局長: 金井知明(弁護士) 寺中誠(東京経済大学) 山本紘太郎(弁護士)
- ◆メール: [cciu@teramako.jp](mailto:cciu@teramako.jp)
- ◆ホームページ: <https://sites.google.com/view/cciu/ホーム>
- ◆連絡先: 澤藤統一郎法律事務所 03-5802-0881
- ◆郵便振替口座: 番号 00170-0-768037 口座名「安達洋子」又は「アダチヨウコ」

